

JGSDF News Release

<https://www.mod.go.jp/gsdf/news/press/>
(お知らせ)



令和5年12月22日
陸上幕僚監部

懲戒処分公表

下記のとおり、自衛隊員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者の所属等

- | | | | | | |
|-----|---------|------|------|----|---------|
| (1) | 陸上自衛隊 | 陸将補 | 50歳代 | 男性 | (被処分者A) |
| (2) | 中部方面総監部 | 1等陸佐 | 50歳代 | 男性 | (被処分者B) |
| (3) | 第3師団司令部 | 3等陸佐 | 30歳代 | 男性 | (被処分者C) |

2 事案の概要（処分の理由）

- (1) 被処分者Aは、当時勤務していた部隊において、令和2年3月頃から令和4年12月頃までの間、複数名の部下隊員らを指導する際、暴言を伴う威圧的な言動等により精神的苦痛を与えるとともに、職場環境を著しく悪化させ、部下隊員5名が精神疾患を発症する一因をなした。
- (2) 被処分者Bは、当時勤務していた部隊において、令和2年3月頃から令和5年3月頃までの間、複数名の部下隊員らを指導する際、威圧的な言動等により精神的苦痛を与えるとともに、職場環境を著しく悪化させ、部下隊員2名が精神疾患を発症する一因をなした。
また、被処分者Bは、令和4年4月頃、被処分者Cの規律違反を認知したにもかかわらず、上司への報告を怠った。
- (3) 被処分者Cは、当時勤務していた部隊において、令和4年4月頃、事務室において、部下隊員2名を指導する際、胸部を殴打する等の暴行を加えた。

3 処分年月日

令和5年12月22日（金）

4 処分量定

- (1) 被処分者 A
降任（2 階級）
- (2) 被処分者 B
降任（1 階級）
- (3) 被処分者 C
停職 1 月